

# 島根地方最低賃金審議会

## 第444回会議資料

島根労働局

## 資料目次（審議会第444回会議 令和7年9月5日開催）

### 資料No.1

島根県最低賃金の改正決定に係る島根地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について

- (1) 島根県自治体労働組合総連合
- (2) 島根県労働組合総連合
- (3) 島根県医療労働組合連合会

### 資料No.2

特定最低賃金申出状況一覧表

### 資料No.3

特定最低賃金5件の改正決定申出書、労働者数及び各特定最低賃金改正申出にあたっての疎明資料

- (1) 製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業
- (2) はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業
- (3) 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- (4) 自動車・同附属品製造業
- (5) 自動車（新車）小売業

### 資料No.4

令和7年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表

（特定（産業別）最低賃金の場合）

島根県最低賃金の改正決定に係る島根地方  
最低賃金審議会の意見に関する異議の申出  
について

- (1) 島根県自治体労働組合総連合
- (2) 島根県労働組合総連合
- (3) 島根県医療労働組合連合会

2025年8月29日

島根労働局長 岩見 浩史 様



島根県自治体労働組合総連合 (しまね自治労連)  
執行委員長 塩冶 隆彦  
(松江市母衣町55-2 島根県教育会館2階)

## 2025年度島根地方最低賃金に対する異議申出

日頃から労働者の生命と暮らしを守り、安心して働き続けられる職場づくりのために尽力されていることに敬意を表します。

さて、本年8月18日付け島根労働局一般公示第21号にて公示された島根地方最低賃金審議会の意見につきましては、物価高が続き労働者の生活が苦しくなっていること、春闘において一定の賃上げが勝ち取られたことなどを背景に、昨年にも増して労働者、使用者、公益それぞれの立場から真摯な議論がなされた結果であると推察いたします。

しかし、時間額1,033円という内容は、目安額を上回る引上げではあったものの、最低賃金法に定める「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低限を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与すること」との目的には十分沿えないものと言わざるを得ません。また、労働者の生活と経済に多大な地域間格差が生まれ、時給の高い都市部に労働者が偏在するなど人口の一極集中や地域経済の疲弊すら招いている地域別最低賃金制度の現状を改善するものにもなっていません。

事前の意見申出において、全国一律の最低賃金制度の創設を求めることと最低賃金の時間額を1,500円とすることを求めておりましたが、今回の意見内容は私たちの求めている水準にはほど遠く、下記の理由から再検討を要すると考えます。

なお、審議会において、「中小零細企業の社会保険料負担軽減策を実施されたい」「中小企業の最低賃金引上げに伴い、1年間の最低賃金引上げに見合う運転資金への直接的な助成金・補助金を創設されたい」等との附帯決議が採択されたことは重要です。事前の意見申出でも述べたとおり、賃上げをめぐる中小企業・小規模事業者への直接支援が不可欠です。貴職及び島根地方最低賃金審議会におかれましては、地方と都市部の賃金格差を解消するための抜本的な中小企業・小規模事業者支援施策の実施について、強力に政府に働きかけられるよう、この機会に改めて要請します。

### 記

#### 1. 地方公務員給与と民間賃金の相互作用による生活改善を図る

人事院が、今年8月7日に政府に提出した勧告では、高校卒業程度採用者の初任給は、200,300円とされ、4月1日に遡って実施するよう求めています。人事院は、昨年の勧告時から初任給の大幅な引上げを行っており、昨年の勧告前の金額166,600円と今

年の金額を比較すると 20.2%の大幅な引上げとなります。一方、最低賃金においては、2023 年の 906 円が今年 1,033 円と、14%の引上げにとどまっています。自治体業務の遂行に欠かせない会計年度任用職員（非正規職員）の給与は、高卒初任給をベースとされており、今後の島根県人事委員会の勧告内容にもよりますが、人事院勧告に沿う内容であれば、この 2 年間で県内自治体の非正規職員給与も大幅に引き上がります。

県内の多くの民間企業では、地域の公務員給与（特に非正規職員）を参考に行っている実態があることから、最低賃金も、この間の人事院勧告の高卒初任給の引上げ率に見合った引上げを行い、公務・民間の相互作用によって県内労働者全体の生活改善に寄与するべきだと考えます。

## 2. 生活保護に係る施策との整合性を図る

この点については、事前の意見申出において、最低賃金と生活保護との比較を行う際の計算方法をめぐっての問題を 3 点に渡り具体的に指摘し、この問題を修正した上で「生活保護に係る施策との整合」を判断すべきと意見を述べました。

島根地方最低賃金審議会の意見で示された時間額 1,033 円は、現行単価を 71 円上回る過去最高の引上げを行った結果ではありません。しかしながら、私たちが指摘した点を反映させた計算方法（ただし、労働時間は賃金改定状況調査結果による年間所定労働日数とし、可処分所得率は再計算した）によれば、依然として、生活保護水準（2 級地-1）を 28 円（時間額換算）下回る状況です（別紙）。現実に運用されている生活保護施策との比較検証を行わない方法では、その整合性が図られたとは言えないのではないのでしょうか。

さらに、全労連実施の最低生計費試算調査結果では生計費に地域差はほとんどなく、全国どこでも時給 1,600 円～1,800 円以上が必要な状況です。生活保護水準は地方において低く抑えられていることから、「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができる」水準と比較すれば、その乖離は 28 円より大きくなると考えられ、生活保護との整合性を図るためには一層の引上げが必要と考えます。

## 3. 全国一律最低賃金制度の実現は急務

地方から都市部への人口流出、東京一極集中が止まりません。人口の社会増減と最低賃金額には強い関係性が見られます（全労連調べ）。「同じ働くのであれば賃金が高いほうがよい」という単純な話ではなく、前項で述べたように、最低賃金が必要な生計費を下回っている状況の中で、「地方では（自立して）暮らせない」から出て行くしかないという深刻な状況なのではないのでしょうか。

きちんとした生計費調査データに基づいて、全国どの地域でも自立して暮らせる最低賃金を全国一律で保証する。そのような全国一律最低賃金制度があれば、企業の支払い能力により現実の地域ごとの賃金水準に差があったとしても、価値観が多様化する現代、地方で暮らすことを選択する若者は増えると考えます。

もちろん、この制度の実現に当たっても、中小零細企業への社会保険料負担軽減や賃上げのための運転資金等の支援が必要であると考えます。

生活保護費、最低賃金額の月額換算額と乖離額（令和7年度 島根県）

作成：しまね自治労連

生活扶助基準（1類費及び2類費＋冬季加算＋期末一時扶助費：2級地－1）＋住宅扶助（一般限度額）と最低賃金の比較

月平均労働時間：164時間

可処分所得率：0.629

(円)

生活保護					最低賃金	生活保護と最低賃金の乖離額		
生活扶助 ＋ 住宅扶助 ＝A	生活扶助基準				住宅扶助 限度額 (一般・単身)	最低賃金額 ×164 ×0.629 ＝B	(A－B)	(A－B) ÷164 ÷0.629
	計	1類費及び2類費 (18～19歳・単身世帯)	2類費 冬季加算(単身)	期末一時扶助費 (単身)				
109,432	75,432	72,430	1,929	1,073	34,000	106,560	2,872	28

「1類費及び2類費」には特例加算（月額1,000円）を含む

最低賃金：1,033円/時間

※可処分所得率の考え方：{最低賃金月額－(社会保険料＋所得税＋住民税＋勤労控除)} / 最低賃金月額

※月平均労働時間の考え方：年間所定労働日数×8時間 / 12か月（労働日数は、賃金改定状況調査結果（令和6年度）による）

## 可処分所得率の計算

最低賃金時間額                    1,033 円  
 月労働時間                        164 時間

収入認定額（月額）            169,412 円

収入から控除すべき金額（勤労に伴う必要経費）		
内 訳	健康保険料	8,449
	厚生年金保険料	15,555
	雇用保険料	1,016
	所得税	2,800
	住民税	4,682
	勤労基礎控除	30,400
控除額合計		62,902
控除後の収入額（最低賃金額）		106,510

協会けんぽ島根  
 賃金額の9.15%  
 賃金額の0.6%  
 社会保険料控除後            144,392 円（源泉徴収月額表）  
 前年収入をR6最賃額とした場合（課税所得金額の10%－調整控除＋5500円）  
 生活保護 基礎控除額表による

可処分所得額  
可処分所得率                    0.629

2025年8月28日

島根労働局長  
岩見 浩史 様



島根県労働組合総連合  
議長 猪俣 邦顕  
松江市母衣町 55-2 島根県教育会館 2階

## 2025年度島根地方最低賃金改正決定に対する異議申出

貴職におかれましては労働者のいのちと暮らし、安全・安心の職場づくりに日頃よりご尽力いただき、心より敬意を表します。

島根地方最低賃金審議会は、今年地域別最低賃金について、中央最低賃金審議会が示した目安額63円を8円上回る1,033円を答申しました。答申された額につきましては、地域格差是正に向けたものであり、人材の確保や地域経済の活性化につながるものと受け止めています。厳しい情勢の中で審議会の皆様のご尽力に対し、心よりお礼申し上げます。

2025春闘では、賃金引上げの前進はあったものの、高騰する物価を上回るものではなく、実質賃金は前年を下回っています。

島根県労働組合総連合(以下しまね労連)は、「8時間働けば普通の暮らしが出来る賃金」をめざしています。そのためには時間額1,500円以上と全国一律賃金制度が必要であり、更なる引き上げを求めるものです。

しまね労連は「島根地方最低賃金審議会の意見に関する公示」に対し、標記の通り異議を申し出、改めてこの度の答申を大幅に改善されるよう求めます。また貴職からも政府に対し「全国一律最低賃金制度」を創設し、賃金のナショナルミニマムを確立させるよう働きかけを求めます。

島根地方最賃審議会が最低賃金の大幅引き上げによって、憲法25条に定める「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を具現する最低賃金法の目的をはたされるよう心より期待します。

### 【理由】

#### 1. 高騰する物価からいのちと暮らしを守るためにも大幅な引き上げは必要

2025年6月の毎月勤労統計調査(従業員5人以上)によると、物価変動を加味した実質賃金は前年同月比2.8%減で5カ月連続でマイナスとなり、物価上昇に追いついていない状況が続いています。

島根県が発表した2020年を基準とした松江市消費者物価指数の2025年7月分をみると、食料品が25%以上の上昇となっています。生活関連物資についても、今後さらに多くの品目で値上げが予定されており、家計への負担は一層深刻化する見通しです。

日本の雇用労働者の約4割は非正規雇用で、最低賃金はこうした弱い立場の労働者の暮らしを下支えする基盤でもあり、審議会で示された引上げ額71円では到底賄うことはできません。

不安定雇用労働者の賃金底上げのため、さらなる増額を求めます。

2. 「人間らしい文化的な生活」（憲法 25 条生存権）には、ただちに 1,500 円以上が必要

しまね労連が加盟する全日本労働組合総連合(全労連)が行った最低生計費調査では、憲法 25 条の「健康で文化的な最低限度の生活」をおくるためには、全国どこでも時給 1,700 円以上が必要であることが明らかになっています。

先進各国は 1,500 円を大きく超え、2,000 円を上回る国もあります。昨年、日本は韓国に追い越されてしまいました。

3. 最賃引き上げのために中小企業支援策の抜本的な拡充は不可欠

最低賃金の大幅な引き上げには、中小企業支援策は欠かせません。日本商工会議所や日弁連貧困問題対策本部が行った調査によると、中小企業からは社会保険料の軽減や賃金引き上げ部分への直接支援、業務改善助成金の拡充・要件緩和が要望されおり、最賃引き上げのための抜本的な支援拡充が必要です。

4. 最低賃金 1,500 円への引き上げは地域経済と日本経済再生の大きな一歩

全国一律最低賃金にすることは、単なる賃金改善にとどまらず、労働者の生活の安定と将来への希望を生み、消費意欲の向上を通じて国内経済全体の循環を強化します。地域の雇用安定や商店街の活性化を促すだけでなく、地方から都市への人口流出を抑制する効果も期待でき、格差是正や貧困対策の面でも効果が大きく、日本経済の持続的成長に欠かせない一歩になるといえるでしょう。

以上のことから、しまね労連は、貴職に対し、あらためて地方最賃の大幅引き上げを求めます。そして、貴職からも国民生活の最低保障の基軸となる「全国一律最低賃金制度」の確立と、中小企業への支援策を拡充するよう政府への働きかけを強く求めます。

以上

# 最低生計費試算調査 総括表

25歳男性・単身者・賃貸ワンルームマンション（25㎡）に居住という条件で試算。並びは結果発表の時期順。

作表：全労連 最低生計費試算調査PT 2025年7月14日現在

都道府県	都市名	消費支出	消費支出の内訳										非消費支出	非消費比率	予備費	最低生計費				最賃2024		調査結果発表時期	調査結果アップデート発表時期※	サシ年単身者数
			食費	住居費	水道・光熱費	家具・家事用品	被服	保健医療	交通・通信	教育	娯楽・教養	その他				月額(税抜)	月額(税込)	年額(税込)	時間額(150h)	額	ランク			
静岡県	静岡市	206,839	46,467	45,000	8,716	5,041	8,599	3,551	45,130	0	21,436	22,899	58,157	20.36%	20,600	227,439	285,596	3,427,155	1,904	1,034	B	2015年12月	2025年7月	195
京都府	京都市	205,697	57,944	46,875	8,188	5,157	14,526	1,206	16,975	0	25,693	29,134	58,005	20.41%	20,500	226,197	284,202	3,410,426	1,895	1,058	B	2019年4月	2025年7月	412
東京都	北区	203,757	61,112	60,417	7,940	3,163	7,777	1,080	9,734	0	29,506	23,028	60,977	21.39%	20,300	224,057	285,034	3,420,407	1,900	1,163	A	2019年9月	2025年6月	411
新潟県	新潟市	198,753	48,879	39,000	12,919	4,302	7,545	4,481	40,712	0	18,980	21,935	57,009	20.69%	19,800	218,553	275,562	3,306,744	1,837	985	B	2015年12月	2025年6月	74
長野県	長野市	204,601	50,558	43,750	8,166	5,193	8,237	1,058	31,268	0	29,303	27,069	57,295	20.30%	20,400	225,001	282,296	3,387,551	1,882	998	B	2020年7月	2025年2月	748
愛知県	名古屋市	192,727	53,603	50,667	7,983	4,443	9,680	2,366	16,324	0	22,646	25,015	58,979	21.77%	19,200	211,927	270,906	3,250,874	1,806	1,077	A	2016年2月	2025年1月	217
大阪府	大阪市	195,531	51,334	55,000	5,779	4,909	8,509	4,305	12,246	0	31,621	21,828	58,990	21.53%	19,500	215,031	274,021	3,288,252	1,827	1,114	A	2022年1月	2025年1月	634
岡山県	岡山市	196,114	46,612	41,667	8,269	4,867	7,171	1,136	33,077	0	28,417	24,898	57,535	21.06%	19,600	215,714	273,249	3,278,988	1,822	982	B	2020年7月	2025年1月	265
埼玉県	さいたま市	196,906	52,243	54,167	10,205	3,818	8,142	3,519	15,400	0	25,843	23,569	58,184	21.18%	19,600	216,506	274,690	3,296,280	1,831	1,078	A	2024年10月		153
福岡県	福岡市	188,477	54,445	40,000	8,589	4,434	7,343	1,228	12,936	0	34,425	25,077	59,221	22.22%	18,800	207,277	266,498	3,197,981	1,777	992	B	2018年4月	2024年8月	267
山口県	山口市	184,796	43,021	34,633	7,656	5,111	7,039	1,122	39,211	0	27,344	19,659	49,467	18.19%	18,000	202,796	252,263	3,027,156	1,682	979	B	2019年4月	2024年7月	167
長崎県	長崎市	180,760	48,843	42,000	8,503	4,667	7,895	1,220	13,016	0	28,534	26,082	53,339	21.16%	18,000	198,760	252,099	3,025,191	1,681	953	C	2019年4月	2024年7月	141
鹿児島県	鹿児島市	195,100	49,878	38,000	8,715	3,878	6,137	1,210	38,974	0	26,361	21,948	54,096	20.13%	19,500	214,600	268,696	3,224,356	1,791	953	C	2019年4月	2024年7月	158
北海道	札幌市	185,798	45,978	39,000	12,505	4,905	6,922	4,701	14,459	0	35,654	21,674	58,009	22.11%	18,500	204,298	262,307	3,147,684	1,749	1,010	B	2016年4月	2024年6月	201
岐阜県	岐阜市	176,737	44,872	38,000	7,874	3,058	7,748	1,501	34,993	0	20,390	18,301	53,422	21.56%	17,600	194,337	247,759	2,973,108	1,652	1,001	B	2023年1月		38
青森県	青森市	179,522	46,583	33,000	10,406	4,066	6,885	2,604	36,150	0	19,599	20,138	52,112	20.88%	17,900	197,422	249,534	2,994,408	1,664	953	C			
岩手県	盛岡市	186,717	47,242	37,000	11,614	3,932	7,144	2,636	36,057	0	19,988	20,105	52,686	20.42%	18,600	205,317	258,003	3,096,036	1,720	952	C			
宮城県	仙台市	183,708	47,226	35,000	11,068	4,150	7,709	2,682	36,103	0	19,512	20,257	57,998	22.31%	18,300	202,008	260,006	3,120,072	1,733	973	B			
秋田県	秋田市	182,825	47,235	35,000	10,687	3,841	6,901	2,690	36,114	0	20,286	20,072	52,555	20.73%	18,200	201,025	253,580	3,042,960	1,691	951	C	2016年3月	2022年11月	270
山形県	山形市	181,425	46,605	34,000	10,878	4,321	6,131	2,682	36,022	0	19,089	21,696	53,041	21.00%	18,100	199,525	252,566	3,030,792	1,684	955	C			
福島県	福島市	183,513	47,442	36,000	10,903	3,893	6,506	2,617	36,234	0	19,796	20,123	53,531	20.96%	18,300	201,813	255,344	3,064,128	1,702	955	B			
茨城県	水戸市	189,297	45,390	36,458	9,221	3,595	8,892	1,007	33,018	0	28,814	22,902	57,375	21.60%	18,900	208,197	265,572	3,186,861	1,770	1,005	B	2020年7月	2022年10月	190
兵庫県	神戸市	175,940	44,206	46,000	7,301	3,972	5,594	2,106	17,702	0	29,512	19,547	50,492	20.70%	17,500	193,440	243,932	2,927,184	1,626	1,052	B	2022年6月		112
高知県	高知市	183,688	45,423	33,000	8,710	3,247	6,638	1,506	37,467	0	26,070	21,627	47,711	19.11%	18,300	201,988	249,699	2,996,388	1,665	952	C	2022年6月		94
大分県	大分市	187,077	42,755	39,000	7,560	4,226	4,478	2,248	36,302	0	26,635	23,873	53,037	20.49%	18,700	205,777	258,814	3,105,768	1,725	954	C	2021年6月		109
沖縄県	那覇市	179,439	41,266	36,458	8,764	3,826	5,021	1,142	33,794	0	25,620	23,548	48,977	19.88%	17,900	197,339	246,316	2,955,792	1,642	952	C	2020年7月		84
佐賀県	佐賀市	178,127	39,025	34,500	8,150	3,561	5,635	1,184	41,856	0	25,964	18,252	46,045	19.03%	17,800	195,927	241,972	2,903,664	1,613	956	C	2019年12月		111
広島県	広島市	152,021	35,768	37,000	8,958	3,677	7,170	6,372	12,464	0	26,856	13,756	43,838	20.78%	15,132	167,153	210,991	2,531,892	1,407	1,020	B	2016年1月		70

※アップデートとは、以前に行った数字に消費者物価指数の変動等を加味して再試算した結果

2025年8月29日

島根労働局長  
岩見 浩史様



島根県医療労働組合連合会  
委員長 森山 篤志  
住所 島根県松江市大正町442-6  
今岡ビル3F  
電話番号 0852-26-0910

## 2025年度島根県最低賃金の改正決定に対する異議申出

令和7年8月18日、島根地方最低賃金審議会は、地域別最低賃金の時間額を71円引き上げ、1033円と改正する旨、答申されました。私たちは、この答申に対し、最低賃金法第11条2項および同法施行規則第8条の規定に基づき異議を申し出ます。

医療・介護分野は、政府の政策の影響を受ける公的産業です。この間の公的価格の抑制、コロナ禍による患者数減少、慢性的な人員不足、物価高騰への対応を余儀なくされるなど、医療・介護・福祉の提供体制を維持することが困難な状況に追い込まれています。そのことから、医療・介護事業所は経営的な厳しさを増し、賃金改善はすすまず、一時金の引き下げ回答も増えました。その中においても、私たちは国への働きかけも強め、世論を味方につけながら運動をすすめてきました。

政府は、医療・介護・福祉労働者の賃上げの必要性から、24年の診療報酬と介護報酬改定に24年2.5%、25年2.0%の賃上げ支援策を盛り込みましたが、対象外職種を残し、施設ごとに補助の格差をつけるなど、差別と分断を医療・介護現場に持ち込み、すべてのケア労働者の大幅賃上げと言える内容とはなっていません。それどころか、報酬改定が示した賃上げ率にも届かず、24春闘、25春闘では他産業が軒並み5ケタの賃上げが実施されるなかで、医療・介護・福祉労働者の賃上げは置き去りにされています。その結果、全産業平均賃金との格差が拡大しています。

十分な補償制度もなく、物価高の影響も重なり、とりわけ収入が低く抑えられている非正規雇用労働者のくらしを直撃している中、答申された金額に大幅な上積みをするには必要不可欠であり、それは可能と考えます。ついては、今年度の島根県最低賃金の改正決定について、下記に示した私たちの意見をふまえて再審議を行い、私たちの意見を改定額に反映させていただくことを要望いたします。

### 記

1. 全労連と地方組織は、全国で「最低生計費試算調査」を取り組み、その結果から「8時間働けば人間らしく暮らせる」には、今や時給1700円以上が必要でとなっており、現行の最賃水準では「健康で文化的な最低限度の生活」が維持できなくなっています。労働者の賃上げによる経済の活性化にもつながらない、一桁足りない目安となっています。
2. 私たちの組織する医療・介護労働者は、国家資格を持ち、国が定める全国一律の診療報酬や介護報酬制度の中で、安定的な医療・介護の供給体制を維持するために奮闘しています。しかし、地域に根付いた産業である医療・介護職は、最低賃金の地域間格差の影響を直接受け、医療や介護職の地域間賃金格差に直結しています。働く県によって賃金格差が8~9万円以上になる実態があり、全国一律制の実施なくして医師・看護師・介護職員の地域間偏在は解決できないと考えます。
3. 以上より、改正答申は、このまま認めることはできません。再審議し、上積みをおこなうことを求めます。最低生計費の視点からすれば、最低賃金は、少なくとも時間額1700円は必要です。一度に引き上げができないとしても、到達年度を確認しつつ、今年度の引き上げ額を議論すべきです。これらの引上げ額の判断基準について、あらためて審議してください。

以上

## 特定最低賃金申出状況一覧表

令和7年9月5日現在

島根地方最低賃金審議会事務局（島根労働局）

産業別最低賃金 件名	①労働協約の適用を受ける労働者又は合意労働者数	②左の労働者を使用する使用者数	令和3年経済センサスー活動調査による労使数		比率 ①÷③ (%)	労働協約で定める最低賃金のうち最も低い額	備考
			③労働者数	④使用者数			
製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業	2,877	9	2,534	15	113.5		公正競争ケース (機関決定9)
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	1,226	11	2,825	106	43.4		公正競争ケース (機関決定11)
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	6,744	4	8,152	70	82.7	1時間 1,320円	公正競争ケース (協約1、労使協定3、機関決定1)
自動車・同附属品製造業	1,454	8	1,954	27	74.4	1時間 1,168円	公正競争ケース (協約4、機関決定4)
百貨店、総合スーパーマーケット							申出を取下げ
自動車（新車）小売業	1,131	8	2,109	200	53.6	1時間 1,069円	労働協約ケース (協約5)

(注) 特定最低賃金申出状況一覧表における適用労働者数③及び適用使用者数④については、令和7年3月の島根地方最低賃金審議会の資料の数値。

特定最低賃金 5 件の改正決定申出書、労働者数及び各特定最低賃金改正申出にあたっての疎明資料

- (1) 製鋼・製鋼圧延業、鉄素型材製造業
- (2) はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業
- (3) 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- (4) 自動車・同附属品製造業
- (5) 自動車（新車）小売業

令和7年7月23日

島根労働局長  
岩見 浩史 殿



島根県安来市亀島町6-1  
電機連合山陰地方協議会  
プロテリアル労働組合安来支部  
支部長 松本 均

## 申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、島根県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業の最低賃金の改正の決定を下記のとおり申し出る。

記

### 1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

島根県において、製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が製鋼・製鋼圧延業又は鉄素形材製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者

2,877名

### 2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

島根県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金

### 3. 申出の内容

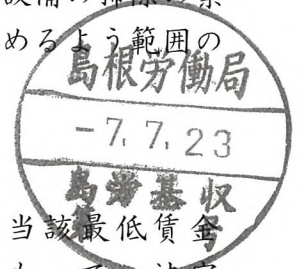
(1) 上記2の最低賃金の改正を求める。なお、最低賃金額は最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

(2) 上記2の最低賃金の適用労働者から除くこととされている「選別、検数、結束又は包装の業務」および、「運転停止中の機械、器具その他の設備の掃除の業務」に主として従事する者について、これらを適用労働者に含めるよう範囲の変更を求める。

### 4. 申出の理由

(1) 申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね5分の4以上の合意をもって、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。

特に関連する協力企業においては、コストダウンから賃金格差につながっており、事業の公正競争の確保により申出産業における労働者の生活安定からも、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。



(2) 上記3(2)に主として従事する労働者がほとんどいないと把握しているため、範囲の変更を求めるものである。

5. 添付書類

- ① 島根県における鉄鋼業の事業所数と労働者数の概数及び合意の効力の及ぶ労働者数
- ② 最低賃金改正申出にあたっての疎明資料
- ③ 最低賃金改正の必要性に関する決議書及び申出代表に対する委任状

以 上

# 島根県における鉄鋼業の事業所数と労働者数の概数 及び合意の効力の及ぶ労働者の範囲

## 1. 島根県における鉄鋼業の事業所数と労働者数の概況

事業所数 15  
労働者数 2,534

## 2. 合意の効力の及ぶ労働者数

機関決定月日	機関決定を行った団体名	労働者数
6月12日	プロテリアル労働組合安来支部	2,065人
6月26日	渡部製鋼所労働組合	134人
6月20日	ダイハツメタル労働組合	355人
6月20日	ヒラタ工業労働組合	31人
6月5日	オーエム金属工業労働組合	73人
6月30日	NTN鑄造労働組合	101人
6月20日	コダマ労働組合	21人
6月25日	イーグルハイキャスト労働組合	58人
6月13日	前川鑄工造機労働組合	39人
	9組合	2,877人

# 令和7年度島根県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金 改正申出にあたっての疎明資料

島根県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業においては、毎月勤労統計調査及び賃金構造基本統計調査で規模間格差が明確になっています。

また、本年春、組織労働者には賃金引上げが行われています。本業種の公正競争を確保するためにも、基幹労働者に適用される本産業別最低賃金を改正する必要があります。

つきましては、次のとおり資料を提示します。

## 記

### 1. 2025春季生活闘争結果

連合島根加盟の新産業別最低賃金に該当する産業の労働者の2025春季生活闘争における賃上げ結果

#### (1) 業種別・規模別

規 模 計	1～99人	100～299人	300人以上
13,801円 (6.10%)	11,686円 ( - %)	14,367円 ( - %)	18,240円 (6.10%)

#### (2) 連合島根加盟組合全体

規 模 計	1～99人	100～299人	300人以上
11,229円 (4.88%)	8,864円 (5.05%)	12,587円 (5.53%)	12,859円 (4.45%)

2025年 7月 22日

島根労働局長  
岩見浩史 殿



松江市御手船場町 557-7  
J A M 山 陰  
執行委員長代行 大 菅 正 樹

## 申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、島根県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

### 記

#### 1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

島根県において、ポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業（建設用クレーン製造業を含む。以下同じ。）、その他のはん用機械・同部分品製造業、農業用機械製造業（農業用器具を除く）（農業用トラクタ製造業を除く。以下同じ。）、縫製機械製造業、包装・荷造機械製造業、化学機械・同装置製造業、金属加工機械製造業、金属用金型・同部分品・附属品製造業、非金属用金型・同部分品・附属品製造業、ロボット製造業、事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動がポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業、農業用機械製造業（農業用器具を除く）、縫製機械製造業、包装・荷造機械製造業、化学機械・同装置製造業、金属加工機械製造業、金属用金型・同部分品・附属品製造業、非金属用金型・同部分品・附属品製造業、ロボット製造業、事務用機械器具製造業又はサービス用・娯楽用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者

1,226名

#### 2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

島根県はん用機械、生産用機械器具、業務用機械器具製造業

#### 3. 申出の内容

- (1) 上記2の最低賃金の改正を求める。なお、最低賃金額は最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。
- (2) 上記2の最低賃金の適用労働者から除くこととされている「選別、検数、結束又は包装の業務」および、「運転停止中の機械、器具その他の設備の掃除の業務」に主として従事する者について、これらを適用労働者に含めるよう範囲の変更を求める。

#### 4. 申出の理由

- (1) 申出産業においては、同種の基幹的労働者について、賃金格差が存在する等のため、事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意をもって、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。
- (2) 上記3(2)に主として従事する労働者がほとんどいないと把握しているため、範囲の変更を求めるものである。



## 5. 添付書類

- ① 機関決定の写し
- ② 賃金の最低額に関する労使協定、申し合わせ等の写し
- ③ 申出代表者に対する委任書
- ④ 島根県におけるはん用機械、生産用機械器具、業務用機械器具製造業の事業所数と労働者数の概数及び合意の効力の及ぶ労働者の範囲
- ⑤ 島根県はん用機械、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金改正申出にあたっての疎明資料

以上

## 島根県における

### はん用機械、生産用機械器具、業務用機械器具製造業の 事業所と労働者数の概数及び合意の効力の及ぶ労働者の範囲

1. 島根県におけるはん用機械、生産用機械器具、業務用機械器具製造業の事業所と労働者の概数（2025年度適用使用者数及び適用労働者数）

事業所 106事業所 労働者数 2,825人

2. 上記のうち、最低賃金の改正の必要性に合意する者の内訳

	団体名	労働者数
1	出雲造機労働組合	120人
2	石見日東労働組合	44人
3	エーエム工業労働組合	12人
4	オーエム製作所労働組合 宍道支部	83人
5	JUKI 松江労働組合	90人
6	清和鉄工労働組合	33人
7	中海地区金属産業労働組合	44人
8	ホシザキ労働組合 島根支部	433人
9	三菱農機労働組合	102人
10	ヤスイ労働組合	36人
11	リョーノーファクトリー労働組合	229人
	11団体	1,226人

以上

# 令和7年度島根県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金改正申出にあたっての疎明資料

島根県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業においては、毎月勤労統計調査及び賃金構造基本統計調査で規模間格差が明確になっています。

また、本年春、組織労働者には賃金引上げが行われています。本業種の公正競争を確保するためにも、基幹労働者に適用される本産業別最低賃金を改正する必要があります。つきましては、次のとおり資料を提示します。

## 記

### 1. 2025春季生活闘争結果（6月末集計）

#### 連合島根加盟の地場組合(全産業)の賃上げ結果

	規模計	1～99人	100～299人	300人以上
	9,888円 (5.20%)	8,436円 (4.94%)	12,147円 (5.57%)	11,417円 (4.93%)
前年度	8,047円 (3.06%)	6,827円 (2.21%)	10,390円 (5.12%)	10,211円 (4.50%)

#### はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業

	規模計	1～99人	100～299人	300人以上
	7,680円 (-%)	5,433円 (-%)	10,237円 (-%)	11,710円 (-%)
前年度	8,227円 (-%)	6,256円 (-%)	9,983円 (-%)	10,626円 (-%)

令和7年7月22日

島根労働局長  
岩見 浩史 殿



松江市乃木福富町369  
電機連合山陰地方協議会  
島根地域協議会  
議長 松本 均

## 申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、島根県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

### 1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

島根県において発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、電子応用装置製造業、通信機械器具・同関連機械器具製造業、映像・音響機械器具製造業、電子計算機・同附属装置製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所、電子部品・デバイス・電子回路製造業（光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、電子応用装置製造業、通信機械器具・同関連機械器具製造業、映像・音響機械器具製造業、電子計算機・同附属装置製造業又は電子部品・デバイス・電子回路製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者

6,744名

### 2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

島根県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

### 3. 申出の内容

- (1) 上記2の最低賃金の改正を求める。なお、最低賃金額は最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。
- (2) 上記2の最低賃金の適用労働者から除くこととされている「選別、検数、結束又は包装の業務」および、「運転停止中の機械、器具その他の設備の掃除の業務」に主として従事する者について、これらを適用労働者に含めるよう範囲の変更を求める。

### 4. 申し出の理由

申し出産業においては、同種の基幹的労働者について、次のとおり産業別最低賃金の改正決定を必要とする程度の賃金格差が存在する等のため、事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の合意をもって法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

- (1) 県下の島根県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の企業規模間に賃金格差が存在しており、事業の公正競争を確保するため、当該産業別最低賃金の改正が必要である。
- (2) 当該産業は県内の主要産業であり雇用者が多いことから、県内の賃金秩序に与える影響が極めて大きいこと。そして当該産業に従事する組織労働者の賃金交渉が今春に行われ、4月以降金額改定されたこと。

また、地域最低賃金が慣例として毎年金額改定されている実情から、当該産業別最低賃金の改正を行うことが、事業の公正競争確保の上から必要であること。

- (3) 県内における当該産業に従事する労働者は多く、今回も「公正競争ケース」での申し出を行う。



(4) 上記3 (2) に主として従事する労働者がほとんどいないと把握しているため、範囲の変更を求めるものである。

5. 添付書類

①労働協約の写、②賃金の最低額に関する労使協定の写、③機関決定の写、④従業員組織の決議書の写、⑤申し出代表者に対する委任状、⑥それぞれの合意の効力の及ぶ労働者または、使用者の範囲とその数及び、当該地域内の同種の労働者の概数を記した書面

以 上

島根県における島根県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の事業所数と労働者の概数及び合意の効力の及ぶ労働者または使用者の範囲

1. 島根県における島根県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の事業所数と労働者数の概況

事業所数 70  
労働者数 8,152

2. 合意の効力の及ぶ労働者または使用者の範囲とその数(下記イ・ロ・ハの合計 6,744名)

イ. 賃金の最低額に関する労働協約の適用を受ける者の内訳

	事業所名	組合名	適用労働者数
1	パナソニックインダストリー(株)	パナソニックインダストリー労働組合 松江支部	255人
	1 事業所	1 労働組合	255人

ロ. 労働組合により最低賃金を改正することが必要であるとの

機関決定が行われた労働組合の構成員数の内訳

1	サン電子工業労働組合	353人
	1 労働組合	353人

ハ. 企業における親睦会・従業員組織において、

当該改正の申し出について合意する旨の決定が行われた労働者数の内訳

	事業所名	従業員組織の名称	決定の効力の及ぶ労働者
1	株式会社出雲村田製作所	出雲村田製作所 社員会	5,508人
2	株式会社島根富士通	島根富士通 社員会	628人
	2 事業所	2 組織	6,136人

# 令和7年度島根県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業最低賃金改正申出にあたっての疎明資料

島根県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業においては、毎月勤労統計調査及び賃金構造基本統計調査で規模間格差が明確になっています。

また、本年春、組織労働者には賃金上げが行われています。本業種の公正競争を確保するためにも、基幹労働者に適用される本産業別最低賃金を改正する必要があります。

つきましては、次のとおり資料を提示します。

## 記

### 1. 2025春季生活闘争結果

連合島根加盟の新産業別最低賃金に該当する産業の労働者の、2025春季生活闘争における賃上げ結果

#### (1) 業種別・規模別

規 模 計	1～99人	100～299人	300人以上
5,000円 ( - )	5,000円 ( - )	－円 ( - )	－円 ( - )

#### (2) 連合島根加盟組合全体

規 模 計	1～99人	100～299人	300人以上
11,229円 (4.88%)	8,864円 (5.05%)	12,587円 (5.53%)	12,859円 (4.45%)

令和7年7月22日

島根労働局長  
岩見 浩史 殿

出雲市西郷町字小-023  
自動車総連島根地方協議会  
議長 園山 智久



## 申 出 書

最低賃金法第15条第1項規定により、島根県自動車・同附属品製造業の最低賃金の改正の決定を次のとおり申し出る。

### 記

#### 1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

島根県において、自動車・同附属品製造業（自動車製造業（二輪自動車を含む）を除く。以下同じ。）、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者

1, 454名

#### 2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

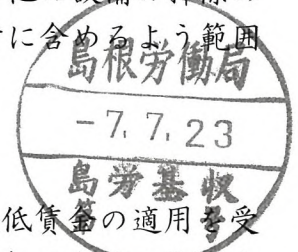
島根県自動車・同附属品製造業最低賃金

#### 3. 申出の内容

- 上記2の最低賃金の改正を求める。なお、最低賃金額は最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。
- 上記2の最低賃金の適用労働者から除くこととされている「選別、検数、結束又は包装の業務」および、「運転停止中の機械、器具その他の設備の掃除の業務」に主として従事する者について、これらを適用労働者に含めるよう範囲の変更を求める。

#### 4. 申し出の理由

- 申し出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意をもって、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。
- 申し出産業は、労働者数・工場出荷額・生産台数（売上高・販売台数）などから見て地域社会の賃金秩序に与える影響が大きく、雇用・消費など地域経済においても重要な役割を果たしているため。
- 上記3（2）に主として従事する労働者がほとんどいないと把握しているため、範



困の変更を求めるものである。

5. 添付書類

- (1) 機関決定の写し
- (2) 申し出合意書及び委任状
- (3) それぞれの合意の効力の及ぶ労働者の範囲と、その数及び当該地域内の同種の労働者の概数

以 上

## 島根県内における自動車・同附属品製造業の事業所数と 労働者の概数及び合意の効力の及ぶ労働者の範囲

### 1. 島根県における自動車・同附属品製造業の事業所数と労働者の概数

事業所数            27  
労働者数        1,954

### 2. 上記の内、最低賃金の改正の必要性に合意する者の内訳

事業所名	組            合            名	労働者数
① ヒラタ精機(株)	ヒラタ精機労働組合	358人
② ヒカワ精工	ヒカワ精工労働組合	117人
③ ワイテック(株)	ワイテック労働組合	129人
④ (株)広島アルミニウム工業	広島アルミニウム労働組合	288人
⑤ ヨシワ工業(株)	ヨシワ工業労働組合	270人
⑥ 島根イーグルユニオン	島根イーグルユニオン	152人
⑦ ハイレックス島根	ハイレックス島根労働組合	96人
⑧ (株)久保田鉄工所	久保田鉄工労働組合	44
8 体	8 労働組合	1,454人

# 令和7年度島根県自動車・同附属品製造業最低賃金 改正申出にあたっての疎明資料

島根県自動車・同附属品製造業においては、毎月勤労統計調査及び賃金構造基本統計調査で規模間格差が明確になっています。

また、本年春、組織労働者には賃金引上げが行われています。本業種の公正競争を確保するためにも、基幹労働者に適用される本産業別最低賃金を改正する必要があります。つきましては、次のとおり資料を提示します。

## 記

### 1. 2025春季生活闘争結果

連合島根加盟の新産業別最低賃金に該当する産業の労働者の、2025春季生活闘争における賃上げ結果

#### (1) 業種別・規模別

規 模 計	1～99人	100～299人	300人以上
15,073円 (6.37%)	－ 円 (－ %)	14,963円 (6.78%)	15,401円 (5.55%)

#### (2) 連合島根加盟組合全体

規 模 計	1～99人	100～299人	300人以上
11,229円 (4.88%)	8,864円 (5.05%)	12,587円 (5.53%)	12,859円 (4.45%)

令和7年7月17日

島根労働局長  
岩見 浩史 殿

松江市西津田3丁目2-7  
自動車総連島根地方協議会  
販売部門連絡会  
委員長 米原 大貴



## 申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、島根県自動車（新車）小売業の最低賃金の改正の決定を次のとおり申し出る。

### 記

#### 1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

島根県において、自動車（新車）小売業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車（新車）小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者

2,109名

#### 2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

島根県自動車（新車）小売業最低賃金

#### 3. 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1に達していること。島根県における自動車（新車）小売業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車（新車）小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者数は、2,109名であり、そのうち賃金の最低額に関する労働協約適用労働者数は、1,131名である。

最も低い労働協約の金額 = 1,069円/時間  
現在適用されている法定最低賃金額 = 1,000円/時間



#### 4. 添付書類

- (1) 企業内最低賃金に関する協定書（写）
- (2) 申し出合意書及び委任書
- (3) 島根県における自動車小売業の事業所数と労働者の概数及びこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数。

(4) 上記3 (2) に主として従事する労働者がほとんどいないと把握しているため、範囲の変更を求めるものである。

5. 添付書類

①労働協約の写、②賃金の最低額に関する労使協定の写、③機関決定の写、④従業員組織の決議書の写、⑤申し出代表者に対する委任状、⑥それぞれの合意の効力の及ぶ労働者または、使用者の範囲とその数及び、当該地域内の同種の労働者の概数を記した書面

以 上

# 島根県における自動車小売業の事業所数と労働者の概数 及び同意の効力の及ぶ労働者又は使用者の範囲

## 1. 島根県における自動車小売業の事業所数と労働者の概数

事業所数                    200  
労働者数                  2,109人

## 2. 合意の効力の及ぶ労働者の範囲とその数 賃金の最低額に関する労働協約の適用を受ける者の内訳

	事業所名	組合名	適用労働者数
1	島根日産自動車(株)	島根日産自動車労働組合	196人
2	(株)日産サテオ島根	日産サテオ島根労働組合	117人
3	島根トヨタ自動車(株)	島根トヨタグループ労働組合	581人
4	トヨタカローラ島根(株)	//	
5	ネットトヨタ島根(株)	//	
6	島根トヨタグループ(株)	//	
7	島根トヨペット(株)	島根トヨペット労働組合	140人
8	(株)島根マツダ	島根マツダ労働組合	97人
	合 計		1,131人

# 令和7年度島根県自動車（新車）小売業 最低賃金改正申出にあたっての疎明資料

島根県自動車（新車）小売業においては、毎月勤労統計調査及び賃金構造基本統計調査で規模間格差が明確になっています。

また、本年春、組織労働者には賃金引上げが行われています。本業種の公正競争を確保するためにも、基幹労働者に適用される本産業別最低賃金を改正する必要があります。

つきましては、次のとおり資料を提示します。

## 記

### 1. 2025春季生活闘争結果

連合島根加盟の新産業別最低賃金に該当する産業の労働者の、2025春季生活闘争における賃上げ結果

#### (1) 業種別・規模別

規 模 計	1～99人	100～299人	300人以上
11,400円 (4.17%)	9,700円 (4.22%)	9,700円 (4.11%)	14,800円 (-%)

#### (2) 連合島根加盟組合全体

規 模 計	1～99人	100～299人	300人以上
11,229円 (4.88%)	8,864円 (5.05%)	12,587円 (5.53%)	12,859円 (4.45%)

## 令和7年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (特定(産業別)最低賃金の場合)

令和7年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

**12月1日(日)発効とするためには、10月2日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。**

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	3営業日	官総 持込	7営業日	官報 公示	30日	発効
9月1日(月)		9月16日(火)		9月19日(金)		10月1日(水)		10月31日(金)
9月2日(火)		9月17日(水)		9月22日(月)		10月2日(木)		11月1日(土)
9月3日(水)		9月18日(木)		9月24日(水)		10月3日(金)		11月2日(日)
9月4日(木)		9月19日(金)		9月25日(木)		10月6日(月)		11月5日(水)
9月5日(金)		9月22日(月)		9月26日(金)		10月7日(火)		11月6日(木)
9月6日(土)		9月22日(月)		9月26日(金)		10月7日(火)		11月6日(木)
9月7日(日)		9月22日(月)		9月26日(金)		10月7日(火)		11月6日(木)
9月8日(月)		9月24日(水)		9月29日(月)		10月8日(水)		11月7日(金)
9月9日(火)		9月24日(水)		9月29日(月)		10月8日(水)		11月7日(金)
9月10日(水)		9月25日(木)		9月30日(火)		10月9日(木)		11月8日(土)
9月11日(木)		9月26日(金)		10月1日(水)		10月10日(金)		11月9日(日)
9月12日(金)		9月29日(月)		10月2日(木)		10月14日(火)		11月13日(木)
9月13日(土)		9月29日(月)		10月2日(木)		10月14日(火)		11月13日(木)
9月14日(日)		9月29日(月)		10月2日(木)		10月14日(火)		11月13日(木)
9月15日(月)		9月30日(火)		10月3日(金)		10月15日(水)		11月14日(金)
9月16日(火)		10月1日(水)		10月6日(月)		10月16日(木)		11月15日(土)
9月17日(水)		10月2日(木)		10月7日(火)		10月17日(金)		11月16日(日)
9月18日(木)		10月3日(金)		10月8日(水)		10月20日(月)		11月19日(水)
9月19日(金)		10月6日(月)		10月9日(木)		10月21日(火)		11月20日(木)
9月20日(土)		10月6日(月)		10月9日(木)		10月21日(火)		11月20日(木)
9月21日(日)		10月6日(月)		10月9日(木)		10月21日(火)		11月20日(木)
9月22日(月)		10月7日(火)		10月10日(金)		10月22日(水)		11月21日(金)
9月23日(火)		10月8日(水)		10月14日(火)		10月23日(木)		11月22日(土)
9月24日(水)		10月9日(木)		10月15日(水)		10月24日(金)		11月23日(日)
9月25日(木)		10月10日(金)		10月16日(木)		10月27日(月)		11月26日(水)
9月26日(金)		10月14日(火)		10月17日(金)		10月28日(火)		11月27日(木)
9月27日(土)		10月14日(火)		10月17日(金)		10月28日(火)		11月27日(木)
9月28日(日)		10月14日(火)		10月17日(金)		10月28日(火)		11月27日(木)
9月29日(月)		10月14日(火)		10月17日(金)		10月28日(火)		11月27日(木)
9月30日(火)		10月15日(水)		10月20日(月)		10月29日(水)		11月28日(金)
10月1日(水)		10月16日(木)		10月21日(火)		10月30日(木)		11月29日(土)
10月2日(木)		10月17日(金)		10月22日(水)		10月31日(金)		11月30日(日)
10月3日(金)		10月20日(月)		10月23日(木)		11月4日(火)		12月4日(木)
10月4日(土)		10月20日(月)		10月23日(木)		11月4日(火)		12月4日(木)
10月5日(日)		10月20日(月)		10月23日(木)		11月4日(火)		12月4日(木)
10月6日(月)		10月21日(火)		10月24日(金)		11月5日(水)		12月5日(金)
10月7日(火)		10月22日(水)		10月27日(月)		11月6日(木)		12月6日(土)
10月8日(水)		10月23日(木)		10月28日(火)		11月7日(金)		12月7日(日)
10月9日(木)		10月24日(金)		10月29日(水)		11月10日(月)		12月10日(水)
10月10日(金)		10月27日(月)		10月30日(木)		11月11日(火)		12月11日(木)
10月11日(土)		10月27日(月)		10月30日(木)		11月11日(火)		12月11日(木)
10月12日(日)		10月27日(月)		10月30日(木)		11月11日(火)		12月11日(木)
10月13日(月)		10月28日(火)		10月31日(金)		11月12日(水)		12月12日(金)

## 令和7年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (特定(産業別)最低賃金の場合)

令和7年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

**12月1日(日)発効とするためには、10月2日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。**

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	3営業日	官総 持込	7営業日	官報 公示	30日	発効
10月14日(火)		10月29日(水)		11月4日(火)		11月13日(木)		12月13日(土)
10月15日(水)		10月30日(木)		11月5日(水)		11月14日(金)		12月14日(日)
10月16日(木)		10月31日(金)		11月6日(木)		11月17日(月)		12月17日(水)
10月17日(金)		11月4日(火)		11月7日(金)		11月18日(火)		12月18日(木)
10月18日(土)		11月4日(火)		11月7日(金)		11月18日(火)		12月18日(木)
10月19日(日)		11月4日(火)		11月7日(金)		11月18日(火)		12月18日(木)
10月20日(月)		11月4日(火)		11月7日(金)		11月18日(火)		12月18日(木)
10月21日(火)		11月5日(水)		11月10日(月)		11月19日(水)		12月19日(金)
10月22日(水)		11月6日(木)		11月11日(火)		11月20日(木)		12月20日(土)
10月23日(木)		11月7日(金)		11月12日(水)		11月21日(金)		12月21日(日)
10月24日(金)		11月10日(月)		11月13日(木)		11月25日(火)		12月25日(木)
10月25日(土)		11月10日(月)		11月13日(木)		11月25日(火)		12月25日(木)
10月26日(日)		11月10日(月)		11月13日(木)		11月25日(火)		12月25日(木)
10月27日(月)		11月11日(火)		11月14日(金)		11月26日(水)		12月26日(金)
10月28日(火)		11月12日(水)		11月17日(月)		11月27日(木)		12月27日(土)
10月29日(水)		11月13日(木)		11月18日(火)		11月28日(金)		12月28日(日)
10月30日(木)		11月14日(金)		11月19日(水)		12月1日(月)		12月31日(水)
10月31日(金)		11月17日(月)		11月20日(木)		12月2日(火)		1月1日(木)
11月1日(土)		11月17日(月)		11月20日(木)		12月2日(火)		1月1日(木)
11月2日(日)		11月17日(月)		11月20日(木)		12月2日(火)		1月1日(木)
11月3日(月)		11月18日(火)		11月21日(金)		12月3日(水)		1月2日(金)
11月4日(火)		11月19日(水)		11月25日(火)		12月4日(木)		1月3日(土)
11月5日(水)		11月20日(木)		11月26日(水)		12月5日(金)		1月4日(日)
11月6日(木)		11月21日(金)		11月27日(木)		12月8日(月)		1月7日(水)
11月7日(金)		11月25日(火)		11月28日(金)		12月9日(火)		1月8日(木)
11月8日(土)		11月25日(火)		11月28日(金)		12月9日(火)		1月8日(木)
11月9日(日)		11月25日(火)		11月28日(金)		12月9日(火)		1月8日(木)
11月10日(月)		11月25日(火)		11月28日(金)		12月9日(火)		1月8日(木)
11月11日(火)		11月26日(水)		12月1日(月)		12月10日(水)		1月9日(金)
11月12日(水)		11月27日(木)		12月2日(火)		12月11日(木)		1月10日(土)
11月13日(木)		11月28日(金)		12月3日(水)		12月12日(金)		1月11日(日)
11月14日(金)		12月1日(月)		12月4日(木)		12月15日(月)		1月14日(水)
11月15日(土)		12月1日(月)		12月4日(木)		12月15日(月)		1月14日(水)
11月16日(日)		12月1日(月)		12月4日(木)		12月15日(月)		1月14日(水)
11月17日(月)		12月2日(火)		12月5日(金)		12月16日(火)		1月15日(木)
11月18日(火)		12月3日(水)		12月8日(月)		12月17日(水)		1月16日(金)
11月19日(水)		12月4日(木)		12月9日(火)		12月18日(木)		1月17日(土)
11月20日(木)		12月5日(金)		12月10日(水)		12月19日(金)		1月18日(日)
11月21日(金)		12月8日(月)		12月11日(木)		12月22日(月)		1月21日(水)
11月22日(土)		12月8日(月)		12月11日(木)		12月22日(月)		1月21日(水)
11月23日(日)		12月8日(月)		12月11日(木)		12月22日(月)		1月21日(水)
11月24日(月)		12月9日(火)		12月12日(金)		12月23日(火)		1月22日(木)
11月25日(火)		12月10日(水)		12月15日(月)		12月24日(水)		1月23日(金)

## 令和7年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (特定(産業別)最低賃金の場合)

令和7年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

**12月1日(日)発効とするためには、10月2日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。**

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	3営業日	官総 持込	7営業日	官報 公示	30日	発効
11月26日(水)		12月11日(木)		12月16日(火)		12月25日(木)		<b>1月24日(土)</b>
11月27日(木)		12月12日(金)		12月17日(水)		12月26日(金)		<b>1月25日(日)</b>
11月28日(金)		12月15日(月)		12月18日(木)		1月5日(月)		<b>2月4日(水)</b>
<b>11月29日(土)</b>		12月15日(月)		12月18日(木)		1月5日(月)		<b>2月4日(水)</b>
<b>11月30日(日)</b>		12月15日(月)		12月18日(木)		1月5日(月)		<b>2月4日(水)</b>
12月1日(月)		12月16日(火)		12月19日(金)		1月6日(火)		<b>2月5日(木)</b>
12月2日(火)		12月17日(水)		12月22日(月)		1月7日(水)		<b>2月6日(金)</b>
12月3日(水)		12月18日(木)		12月23日(火)		1月8日(木)		<b>2月7日(土)</b>
12月4日(木)		12月19日(金)		12月24日(水)		1月9日(金)		<b>2月8日(日)</b>
12月5日(金)		12月22日(月)		12月25日(木)		1月13日(火)		<b>2月12日(木)</b>
<b>12月6日(土)</b>		12月22日(月)		12月25日(木)		1月13日(火)		<b>2月12日(木)</b>
<b>12月7日(日)</b>		12月22日(月)		12月25日(木)		1月13日(火)		<b>2月12日(木)</b>
12月8日(月)		12月23日(火)		12月26日(金)		1月14日(水)		<b>2月13日(金)</b>
12月9日(火)		12月24日(水)		1月5日(月)		1月15日(木)		<b>2月14日(土)</b>
12月10日(水)		12月25日(木)		1月6日(火)		1月16日(金)		<b>2月15日(日)</b>
12月11日(木)		12月26日(金)		1月7日(水)		1月19日(月)		<b>2月18日(水)</b>
12月12日(金)		1月5日(月)		1月8日(木)		1月20日(火)		<b>2月19日(木)</b>
<b>12月13日(土)</b>		1月5日(月)		1月8日(木)		1月20日(火)		<b>2月19日(木)</b>
<b>12月14日(日)</b>		1月5日(月)		1月8日(木)		1月20日(火)		<b>2月19日(木)</b>
12月15日(月)		1月5日(月)		1月8日(木)		1月20日(火)		<b>2月19日(木)</b>
12月16日(火)		1月5日(月)		1月8日(木)		1月20日(火)		<b>2月19日(木)</b>
12月17日(水)		1月5日(月)		1月8日(木)		1月20日(火)		<b>2月19日(木)</b>
12月18日(木)		1月5日(月)		1月8日(木)		1月20日(火)		<b>2月19日(木)</b>
12月19日(金)		1月5日(月)		1月8日(木)		1月20日(火)		<b>2月19日(木)</b>
<b>12月20日(土)</b>		1月5日(月)		1月8日(木)		1月20日(火)		<b>2月19日(木)</b>
<b>12月21日(日)</b>		1月5日(月)		1月8日(木)		1月20日(火)		<b>2月19日(木)</b>
12月22日(月)		1月6日(火)		1月9日(金)		1月21日(水)		<b>2月20日(金)</b>
12月23日(火)		1月7日(水)		1月13日(火)		1月22日(木)		<b>2月21日(土)</b>
12月24日(水)		1月8日(木)		1月14日(水)		1月23日(金)		<b>2月22日(日)</b>
12月25日(木)		1月9日(金)		1月15日(木)		1月26日(月)		<b>2月25日(水)</b>
12月26日(金)		1月13日(火)		1月16日(金)		1月27日(火)		<b>2月26日(木)</b>
<b>12月27日(土)</b>		1月13日(火)		1月16日(金)		1月27日(火)		<b>2月26日(木)</b>
<b>12月28日(日)</b>		1月13日(火)		1月16日(金)		1月27日(火)		<b>2月26日(木)</b>
<b>12月29日(月)</b>		1月13日(火)		1月16日(金)		1月27日(火)		<b>2月26日(木)</b>
<b>12月30日(火)</b>		1月14日(水)		1月19日(月)		1月28日(水)		<b>2月27日(金)</b>
<b>12月31日(水)</b>		1月15日(木)		1月20日(火)		1月29日(木)		<b>2月28日(土)</b>

# 参考資料

- 島根県最低賃金の改正決定に関する報告書（写）
- 島根県最低賃金の改正決定について（答申）（写）
- 令和7年度 地域別最低賃金の審議・決定状況



令和7年8月18日

島根地方最低賃金審議会  
会長 藤本 晴久 殿

島根地方最低賃金審議会  
島根県最低賃金専門部会  
部会長 藤本 晴久

### 島根県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和7年7月14日、島根地方最低賃金審議会において付託された島根県最低賃金の改正決定について、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針2025」に配意し、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和5年10月6日発効の島根県最低賃金（時間額904円）は令和5年度の島根県の生活保護水準を上回っていたことを申し添える。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

#### 記

##### 公益代表委員

部会長	藤本 晴久
部会長代理	松本 洋子
	小田川真一

##### 労働者代表委員

	石川 昌平
	景山 誠
	久保田恭佳

##### 使用者代表委員

	金井 寿彦
	多野 美和
	橋本 浩一

## 島根県最低賃金

- 1 適用する地域  
島根県の区域
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間 1,033円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
令和7年11月17日

島根県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 島根県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 904円
- (3) 発 効 日 令和5年10月6日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者  
18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度  
令和5年度
- (3) 生活保護水準（令和5年度）  
生活扶助基準（第1類費及び第2類費＋冬季加算＋期末一時扶助費）の  
島根県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額  
（91,333円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の（2）に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の（3）に掲げる金額とを比較すると島根県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1箇月換算額

$$904 \text{ 円（島根県最低賃金）} \times 173.8 \text{（1箇月平均法定労働時間数）} \\ \times 0.807 \text{（可処分所得の総所得に対する比率）} = 126,792 \text{ 円}$$



令和7年8月18日

島根労働局長  
岩見 浩史 殿

島根地方最低賃金審議会  
会長 藤本 晴久



島根県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和7年7月14日付け島労発基0714第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおり結論に達したので、島根地方最低賃金審議会付帯決議を付して答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和5年10月6日発効の島根県最低賃金（時間額904円）は令和5年度の島根県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

島根県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域  
島根県の区域
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間1,033円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
令和7年11月17日

## 島根地方最低賃金審議会附帯決議

- 1 中小零細企業の社会保険料負担軽減策を実施されたい。
- 2 中小企業の最低賃金引上げに伴い、1年間の最低賃金引上げに見合う運転資金への直接的な助成金・補助金を創設されたい。
- 3 島根地方最低賃金審議会の審議を鑑み、全国規模（47都道府県公労使委員の代表参加）で「地方最低賃金審議会の在り方検討会」を開催されたい。
- 4 各答申文に盛り込まれた附帯決議等について令和7年度末までにフィードバック（報告）をされたい。

以上

## 島根県最低賃金と生活保護との比較について

### 1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 島根県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 904円
- (3) 発 効 日 令和5年10月6日

### 2 生活保護水準

- (1) 比較対象者  
18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度  
令和5年度
- (3) 生活保護水準（令和5年度）  
生活扶助基準（第1類費及び第2類費＋冬季加算＋期末一時扶助費）の  
島根県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額  
（91,333円）。

### 3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると島根県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1箇月換算額

$$904 \text{円} (\text{島根県最低賃金}) \times 173.8 (\text{1箇月平均法定労働時間数}) \\ \times 0.807 (\text{可処分所得の総所得に対する比率}) = 126,792 \text{円}$$

令和7年度 地域別最低賃金の審議・決定状況

令和7年9月3日時点

ランク	都道府県名	最低賃金時間額 【円】（※1）	引上げ額 【円】	目安 比較 【円】	本審 採決状況 （※3）	発効年月日	ランク	都道府県名	最低賃金時間額 【円】（※）	引上げ額 【円】	目安 比較 【円】	本審 採決状況 （※3）	発効年月日	
A	東京	1,226 ( 1,163 )	63	+ 0	● 使側5名反対	令和7年10月3日	B	長野	1,061 ( 998 )	63	+ 0	▲ 労側5名反対	令和7年10月3日	
	神奈川	1,225 ( 1,162 )	63	+ 0	○ 全会一致	令和7年10月4日		北海道	1,075 ( 1,010 )	65	+ 2	● 使側5名反対	令和7年10月4日	
	大阪	1,177 ( 1,114 )	63	+ 0	○ 全会一致	令和7年10月16日		岐阜	1,065 ( 1,001 )	64	+ 1	○ 全会一致	令和7年10月18日	
	愛知	1,140 ( 1,077 )	63	+ 0	▲ 労側5名反対	令和7年10月18日		徳島	1,046 ( 980 )	66	+ 3	○ 全会一致	令和8年1月1日	
	千葉	1,140 ( 1,076 )	64	+ 1	● 使側5名反対	令和7年10月3日		福島	( 955 )					
	埼玉	1,141 ( 1,078 )	63	+ 0	▲ 労側5名反対	令和7年11月1日		新潟	1,050 ( 985 )	65	+ 2	● 使側5名反対	令和7年10月2日	
B	兵庫	1,116 ( 1,052 )	64	+ 1	● 使側5名反対	令和7年10月4日	和歌山	1,045 ( 980 )	65	+ 2	○ 全会一致	令和7年11月1日		
	京都	1,122 ( 1,058 )	64	+ 1	● 使側3名反対、 労側1名棄権	令和7年11月21日	愛媛	1,033 ( 956 )	77	+ 14	○ 全会一致	令和7年12月1日		
	茨城	1,074 ( 1,005 )	69	+ 6	● 使側5名反対	令和7年10月12日	島根	1,033 ( 962 )	71	+ 8	● 使側4名反対	令和7年11月17日		
	静岡	1,097 ( 1,034 )	63	+ 0	●▲ 全額：労側5名反対 発効日：使側3名反対	令和7年11月1日	大分	( 954 )						
	富山	1,062 ( 998 )	64	+ 1	● 使側5名反対	令和7年10月12日	熊本	( 952 )						
	広島	1,085 ( 1,020 )	65	+ 2	● 使側5名反対	令和7年11月1日	山形	1,032 ( 955 )	77	+ 13	● 使側3名反対	令和7年12月23日		
	滋賀	1,080 ( 1,017 )	63	+ 0	▲● 労側5名反対、 使側1名反対	令和7年10月5日	佐賀	1,030 ( 956 )	74	+ 10	■ 使側5名退席	令和7年11月21日		
	栃木	1,068 ( 1,004 )	64	+ 1	○ 全会一致	令和7年10月1日	長崎	1,031 ( 953 )	78	+ 14	■ 使側5名退席	令和7年12月1日		
	群馬	1,063 ( 985 )	78	+ 15	● 使側5名反対	令和8年3月1日	岩手	1,031 ( 952 )	79	+ 15	■ 使側5名退席	令和7年12月1日		
	宮城	1,038 ( 973 )	65	+ 2	▲● 労側1名反対、 使側3名反対	令和7年10月4日	高知	1,023 ( 952 )	71	+ 7	○ 全会一致	令和7年12月1日		
	山梨	1,052 ( 988 )	64	+ 1	▲ 労側2名反対	令和7年12月1日	鳥取	1,030 ( 957 )	73	+ 9	○ 全会一致	令和7年10月4日		
	三重	1,087 ( 1,023 )	64	+ 1	▼ 労側5名退席	令和7年11月21日	秋田	1,031 ( 951 )	80	+ 16	● 使側5名反対	令和8年3月31日		
	石川	1,054 ( 984 )	70	+ 7	● 使側2名反対	令和7年10月8日	鹿児島	1,026 ( 953 )	73	+ 9	● 使側5名反対	令和7年11月1日		
	福岡	1,057 ( 992 )	65	+ 2	● 使側5名反対	令和7年11月16日	宮崎	1,023 ( 952 )	71	+ 7	● 使側4名反対	令和7年11月16日		
	香川	1,036 ( 970 )	66	+ 3	▼ 労側3名退席	令和7年10月18日	青森	1,029 ( 953 )	76	+ 12	● 使側5名反対	令和7年11月21日		
	岡山	1,047 ( 982 )	65	+ 2	▲ 労側4名反対	令和7年12月1日	沖縄	1,023 ( 952 )	71	+ 7	● 使側4名反対	令和7年12月1日		
	福井	1,053 ( 984 )	69	+ 6	● 使側3名反対	令和7年10月8日								
	奈良	1,051 ( 986 )	65	+ 2	○ 全会一致	令和7年11月16日	全国加重平均額	( 1,055 )						
	山口	1,043 ( 979 )	64	+ 1	● 使側3名反対	令和7年10月16日								

※1 括弧書きは、令和6年度地域別最低賃金額

※2 空欄箇所は入力時点で未定。発効年月日は入力時点での予定日。

※3 採決状況 ○：全会一致 ●：使用者側反対 ▲：労働者側反対 ■：使用者側退席 ▼：労働者側退席 ●：使側一部反対 ▲：労側一部反対